第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会(第3回)議事録

日時 平成26年3月28日(金) 午後3時半~5時15分

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者 23名(欠席7名)

傍聴者 0名(定員5名)

議事

議事1 「第1部総論」について

議事2 「第2部第6章 安全・安心」について

議事3 「第3部推進体制」について

議事4 その他

議事概要

1開会

○事務局(障害福祉課 渋谷)

それでは定刻を過ぎておりますので、ただ今より「第3回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を開催させていただきます。

最初に、マイクの使い方を再度説明をさせていただきます。目の前にあるマイク右側のほうに、「トーク」と書いてあるボタンがございます。発言される方は、そこのボタンを押して赤いランプが点いたことを確認して、お名前をおっしゃってから発言してください。発言が終わりましたら、再度このトークのボタンを押していただくと赤いランプが消えますので、その状態で終了ということを毎回行っていただくようお願いいたします。

では、会に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料といたしまして、資料1「第3回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会の議事について」、資料2「総論 第1章 第3次船橋市障害者施策に関する計画について」、資料3「総論 第2章 基本的な考え方」、資料4「各論 第6章 安全・安心」、資料5「各論 第6章 安全・安心(第2次計画進捗状況)」、資料6「推進体制」、資料7「推進体制(第2次計画進捗状況)」、その他「本日の次第」、「席次表」を配布させていただいております。以上が、本日の配布資料となります。不足がある方は、事務局までお申し出ください。

なお、本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第25条に基づき公開となり、

会議の傍聴のほか会議録および委員の氏名を公表することとなっております。次回以降、 個人情報などの不開示情報を含む議事の場合、非公開となりますのでよろしくお願いいた します。

なお、健康福祉局長と福祉サービス部長におきましては、公務の関係で会議の途中退席 させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行を中坪晃一委員長にお願いいたします。

○中坪委員長

委員長の中坪でございます。こんにちは。

本日の会議は5時ぐらいまでとうかがっておりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から「第3回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を開催いたします。本日は、現在30人中22人の方のご出席をいただいておりますので、第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数以上の出席となります。よって委員会が成立しているということでございます。

本日の傍聴者でございますが、定員を5名としておりますが、傍聴の希望はありますで しょうか。

○事務局(障害福祉課 渋谷)

事務局です。本日の傍聴の希望はございません。

○中坪委員長

それでは本日の議事事項に入りたいと存じます。

最初に、議事1の「第1部 総論」について議事を行ってまいります。前回の委員会において、事務局より「第1部 総論」について事務局案の報告がありました。前回、佐藤委員から「総論の構成の中で、最近批准された障害者権利条約についてもとりあげてみてはどうか。」というご意見をいただいたかと思います。そのことについて事務局のほうから何かございますでしょうか。

2議事

議事1

「第1部総論」について

○事務局(障害福祉 玉川)

事務局の玉川です。よろしくお願いいたします。

「総論」についての説明の前に、本日の議事についてご説明させていただきます。資料

1 「第3回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会の議事について」をごらんください。こちらは、前回提示させていただきました「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の現在の計画構成です。本日は、四角の枠で囲われている内容について議論を行ってまいりたいと思います。皆さまに議論していただく計画の内容の順番については、計画の内容により計画の構成通りの順番にはいかない旨、あらかじめご理解いただきたいと思います。また成果目標についてですが、成果目標については、ある程度全体像が見えた段階で皆さまにお示しさせていただきたいと思います。

それでは「総論」についてご説明させていただきます。前回、佐藤委員よりご指摘いただきました「障害者権利条約」についてですが、当市においても「障害者権利条約」の理念を踏まえ、障害者施策を推進していく次第でありますので、今回の基本的な考え方についてもその旨を触れさせていただきたいと考えております。

資料3をごらんください。資料3の1ページの下から6行目ですが、こちらの色塗りされている個所をごらんいただきたいと思います。当市において障害者施策を進めていくに当たり、障害者の権利条約が発効されたことも踏まえ、障害者計画を策定していくということを、このような形で反映させていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

前回の佐藤委員からご指摘をいただきましたことについて、今事務局から修正案が示されたわけですが、このことについて、またこれ以外でもよろしいんですが、何かご意見等がございましたらお出しいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

○好村委員

「船橋市手をつなぐ育成会」の好村です。この第3次船橋市障害者施策の計画を作る段階においてですね、第1回の会議で船橋市の障害者の状況を示されたわけです。それで私は障害者の状況が、私の場合は知的障害者の関係なんですけれども、25年4月1日で知的障害者名簿登録者数が2,862人。それから、あとは身体障害者も15,585人。精神障害者の保健福祉手帳が2,798人。精神通院医療制度の利用者が6,427人。それから特定疾患の医療受給者が3,670人。これらの障害者の、年代別が、どのようになっているのか。それから今現在、こういう障害者がどんな生活をしているのか。そういう資料をですね、ぜひ皆さんに提示をしていただきたいと思うんですけど、それは可能なものかどうかご質問申しあげます。

○中坪委員長

委員長です、すいません。ただ今のご質問なんですが、前回の調査のことに関わって、 調査対象になった方の年代別だとか、それから生活の様子みたいなことがあるのかという ようなことでしょうかね。事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局(障害福祉課長)

障害福祉課長の大山でございます。今のご意見は、アンケートは限定的に取らさせていただいたんですけれども、全体像が必要ではないかというご指摘だと思います。障害福祉課としては、知的とそれから身体の手帳をお持ちの方、これについては個々に分かってございますので、ちょっと今日は、もう手元に資料はございませんが、後日までにですね、お持ちの方の程度と、それから年代別ですね。10代、20代、30代、こちらについては、ご用意できるかと思います。精神については、保健所のほうになります。

それから「今、どんな生活か」というようなご指摘・ご質問だったと思うんですけれども。「どんな生活か」というのはですね、ちょっと行政的に、数的に、なかなかお出しするところは難しいのかなというふうには考えております。以上でございます。

○中坪委員長

いかがでしょうか。

○好村委員

実はですね、18歳未満と他に18歳以上でも、年代別で知りたいのは、18歳未満はだいたい学校に行ってますよね。特別支援学級とか特別支援学校に行ってるとか。それから実際に18歳以上になると就労しているわけですけど、どういう事業所に何名行っているんだとか。そういう大まかな数がね、年代別にどういうふうになっているかと。そういうのが分かればいいなと思っているんです。今度27年からの第4期の船橋障害者福祉計画も並行して作られるわけですよね。このときの数値目標なんかも、これで調べられると思うのですけど。この資料をぜひこの計画策定委員会のほうで出していただいて、検討する資料として出していただきたいとこういうふうに思います。以上です。

○事務局(障害福祉課長)

障害福祉課長でございます。障害福祉課の保管しているデータの中で、障害福祉サービスですとか地域生活支援事業で、その方がどういう福祉サービス事業所に通っているかっていうデータは、個別のデータを持っています。それを集計して年代ごとに「このぐらいの人が行かれています、そういうところに通われてる」というデータは出せると思います。ただし、一般就労しているかどうかというデータは、うちの課のほうでは一切持っていませんので、その方が就労しているのか、それとも在宅のままでいるのかっていうようなことはですね、ちょっとお出しするのは難しいのかなというふうに考えています。以上でございます。

○中坪委員長

分かる範囲での資料ということでもよろしゅうございますか。

○好村委員

それでお願いしたいと思います。

○事務局(障害福祉課長)

はい、分かりました。

○中坪委員長

これから色々考えていく上での貴重なデータになるという、そういうことだろうと思いますので。そのこととも関わりがありますけれども。「総論」のほうについての中身に関わって、何かご意見等がいただければと思います。はい、どうぞ。

○川島委員

川島と申します。資料3の「基本的な考え方」の1の「基本理念」の中身につきまして、 一つ提案したいことがあります。

「第3次計画」の中で、「改正障害者基本法により理念が示された」とあるのですけれども、改正障害者基本法の一つの大きな目玉は、ここの「理念」なんですけれども。もう一つ、この改正障害者基本法の大きな部分は「目的」で、「共生社会」という「目的」が明示されているので、可能でしたら改正障害者基本法1条に書かれている「理念」と「目的」両方を言及されてもよいのかなというのが一つ。

もう一つは、障害者基本法が改正されたことで、いわゆる障害者の概念が変わったということですね。従来は、「障害があるから社会生活ができない」という記述であったのに対して、改正障害者基本法は「機能障害と社会的障壁によって日常生活・社会生活が妨げられる」という大きな考え方の変更がありました。学問的には、それは社会モデルという考え方で、実は平成24年の障害者白書の中でも、明確に障害者基本法が社会モデルの考え方を採用して、「機能障害と社会的障壁により、機能障害のある人々は社会生活・日常生活が送れない」という書き方になっておりますので、その点も、もし余裕があれば言及されたらいかがかと思いました。以上です。

○事務局(障害福祉課長)

障害福祉課長でございます。貴重な御指摘、どうもありがとうございました。川島委員のおっしゃるとおり、目的とそれから理念が加えられたというところ。目的が加えられて、理念の見直しが行われたというところは非常に大きなことだと思いますので、事務方のほうで検討させていただきたいと思います。

それから障害者の範囲について、従来の医療モデルから社会モデルへの変換という点も

非常に大きな視点だと思いますので、こちらについても触れるような形で検討させていた だければと思います。どうもありがとうございました。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。第1章が「計画について」ということで、第2章が「基本的な考え方」ということですが、全体にわたって何かお気づきのこと、あるいは御質問、あるいはもう少し何か足したほうがいいとかあれば、お出しいただきたいと思いますが。

○好村委員

「船橋市手をつなぐ育成会」の好村です。もう一つお願いしたいのですけれど、計画の位置づけのところに「第四次千葉県障害者計画(改訂版)との整合性を図る」とありますよね。この「第四次千葉県障害者計画」は、資料として出していただくわけにはいかないでしょうか。整合性を図るとなると必要になると思うのですが。

○事務局 (障害福祉課長)

障害福祉課長の大山でございます。これが県の計画でございまして、これは県にもらわないともらえないものでして。ちょっと分厚いのですけれども、県のほうから2部ずつ取り寄せられるかどうかは確認させていただいて、できるだけ配るとか、確か県のホームページにも載っていたと思うので、ちょっと印刷して配布させていただくということも検討したいというふうに考えております。以上です。

○中坪委員長

ほかにはよろしいでしょうか。特になければ次の議題・議事のほうに移りたいと思います。

それでは議事の2になります。「第2部 第6章 安全・安心」についてです。事務局の ほうより説明をお願いいたします。

議事2

「第2部 第6章 安全・安心」について

○事務局 (障害福祉 玉川)

事務局の玉川です。それでは議事2「第2部 第6章 安全・安心」について御説明させていただきます。資料については、資料4と資料5を使わせていただきます。まず第3次の事務局案について説明させていただきまして、それから第2次の進捗状況で、主なものについて説明させていただきます。その後、それらについての皆様の御意見を伺ってい

きたいと考えております。

それでは資料4をごらんください。こちらが「船橋市第3次計画」における事務局案です。「安全・安心」の内容についてですが、項目としては大きく分けて三つの課題と、それらに対する施策で構成されております。「防災対策の推進」「防犯対策の推進」「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」、この三つがこの第6章における主な内容となります。

後でも説明をさせていただきますが、市の「第2次計画」において内容が記載されているものは、「防災」についてのみで、「防犯」「消費者トラブル」については、市にとっては今回が新規の計画の内容となります。今回、「防犯」「消費者トラブル」について新たに計画に盛り込む理由といたしましては、平成23年度の障害者基本法の一部改正において、基本的施策関係として「防災及び防犯」や、「消費者としての障害者の保護」が盛り込まれたこと。また、平成25年9月に示された、国の第3次障害者基本計画において、分野別施策の1項目として、新たに「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」が盛り込まれたことなどからです。

それでは、「安全・安心」における基本方針について説明させていただきます。「安全・安心」における基本方針としては、障害者が地域社会において、安全・安心して生活するためには、安全・安心な暮らしを支える生活環境づくりというものが不可欠であり、防災体制の充実や防災意識、災害対応力の向上を図っていく。

また、犯罪のない町づくりのための情報提供や、関係機関の連携による防犯に対する意識の向上や、社会問題化している消費者被害から、障害者の消費者としての利益の保護を図っていくということを基本方針として挙げさせていただきました。

次に「安全・安心」における三つの課題と、それらの現状と施策の方向について説明させていただきます。まずは課題1「防災対策の推進」についてですが、防災対策の推進については、「地域防災計画の充実」「関係部局の連携の強化」、1ページめくっていただきまして、「避難所の整備」「福祉避難所の設置」「緊急一時入所の協定締結」、次のページに移りまして、「災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて」「災害対応の充実」「地域防災体制の整備」この八つの施策を防災対策の推進として進めていくべき施策だと考えております。それぞれの項目について現状・施策の方向性という形で進めさせていただいております。

また、ページを戻っていただきまして、「防災対策の推進」の記載において、「災害時要配慮者」や「要配慮者」という文言が使われている箇所があります。項目の「地域防災計画の推進」の「現状」をごらんください。「災害時要配慮者」という文言が記載されております。皆様におかれましては、「災害時要援護者」や「要援護者」という言葉は聞いたことはあるかもしれませんが、「要配慮者」という言葉は聞きなれていない方もいらっしゃるかもしれません。この要配慮者という表現は、平成25年6月に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律により、高齢者・障害者・乳幼児・その他の特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義づけたことから、今まで「災害時要援護者」や「要援護者」とさ

れていた表現を「災害時要配慮者」や「要配慮者」という表現に改めさせていただいております。

なお、次の項目でも「関係部局の連携の強化」などにおいては、「災害時要援護者対策推 進委員会」と「災害時要援護者」という表現が見られますが、固有名詞などについては、 その表現が改められるまでは、引き続きその表現のまま記載させていただいております。

それでは「防災対策の推進」の施策について、主なものを幾つか説明させていただきま す。2ページをごらんください。

項目の3、「避難所の整備」をごらんください。避難所の整備についての現状は、小中学校及び高等学校の宿泊避難所において、車いすで利用できる仮設トイレや車いすを備蓄する。また、刻み食・流動食になる食料や紙おむつ・おしりふき等要配慮者に配慮した用品を備蓄するなどの整備を図っております。

今後の施策の方向性につきましては、引き続き避難所において、要配慮者に配慮した資機材の整備を配備するほか、備蓄の難しい要配慮者の資機材については、民間企業等との協定締結を検討するほか、自身の状況に応じた資機材については、自助として平時からの準備を働きかけるよう啓発していきたいと考えております。

続きまして項目の5、「緊急一時入所の協定締結」をごらんください。緊急一時入所の協定締結に関する現状といたしまして、災害時における要配慮者の緊急一時入所支援の受け入れについて、市内の社会福祉施設等との協定締結に向け、平成24年度において調査を行いました。その調査を行ったところ、受け入れスペースやマンパワー、備蓄品の保管場所などについての課題が確認されました。このことにつきまして、今後の施策の方向性としましては、障害者施設や高齢者施設等を運営する法人等に働きかけ、順次協定締結に努めていきたいと考えております。

続きまして3ページをごらんください。項目7「災害対応の充実」をごらんください。 災害対応の充実の現状としましては、市の総合防災訓練において、平成25年度の総合防災 訓練において、福祉避難所の開設訓練等を行い、要配慮者の受け入れについての訓練を行いました。また、福祉施設と防災MCA無線による通信訓練を行いました。そのほかに各施設への実施指導の際に、防災訓練の実施の有無や避難通路等防災対策についてのチェックや指導を行っております。施策の方向性についてですが、今後も福祉避難所の開設訓練や各施設の防災体制の確認などを通し、災害対応の充実を図っていきたいと考えております。

では次に課題2、「防犯対策の推進」について説明させていただきたいと思います。ページ4をお開きください。

「防犯対策の推進の施策」としましては、「防犯情報の提供」「関係機関の連携による犯罪被害の防止」の二つの施策を防犯対策の推進として進めていくべき施策だと考えております。

項目1、「防犯情報の提供」について。現状、「船橋ひやり・ハッと防犯・交通情報」と

して登録者にメールで情報の提供を行っており、今後も引き続き利用促進に努めていきたいと考えております。

続きまして項目 2、「関係機関の連携による犯罪被害の防止」について、現状は警察と地域団体、行政等の連携により防犯活動を行い、犯罪被害の防止に努めております。今後の施策の方向性としましては、犯罪被害の防止のために地域の障害者団体、福祉施設の連携のあり方について検討していきたいと考えております。

では次の課題3、「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」について御説明させていただきます。消費者トラブルについては、「消費者トラブルに関する情報提供について」「消費者トラブルに関する関係機関の連携」「消費生活相談体制の整備」「消費者教育の推進」の四つの施策を、「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」において進めていくべき施策だと考えております。

項目1の「消費者トラブルに関する情報提供について」、現状は消費者庁や国民生活センター等からの情報を基に、広報誌やホームページ等により情報を提供しております。今後の施策の方向性としましても、消費者庁や国民生活センター等からの情報はもとより、関係部署からの障害者に関する情報を入手し、広報誌やホームページ、暮らしの情報等により情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして項目2の、「消費者トラブルに関する関係機関の連携」についてですが、現在、 消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との連携により情報交換を行うことで、 消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んでおります。今後の取り組みとしましては、 関係部署との連携により、障害者団体を把握したうえで、今後の取り組みについて検討し ていきたいと考えております。

続きまして、5ページをお開きください。項目3の「消費生活相談体制の整備」についてですが、現状、消費生活に関する相談について、消費生活センターについて相談を受け付けております。今後の施策として、今後、専門的な研修等が実施する場合には、受講について検討していきたいと考えております。

最後に項目4の「消費者教育の推進」についてですが、現在も町会・自治会、学校等に おいて、まちづくり出前講座を実施し、消費生活に役立つ知識や情報を提供しております。 今後も、障害者施設等において、まちづくり出前講座を実施することなどにより、障害者 等に対する消費者教育の推進に努めていきたいと考えております。

続きまして、資料5をごらんください。資料5でございますが、こちらは「第2次船橋 市障害者施策に関する計画」の進捗状況のうち、「安全・安心」にあたる部分について抜粋 したものです。内容としましては防災に関する内容のみで、防犯・消費者トラブルに関す る事項についてはありません。これは、先ほども説明させていただきましたが、防犯や消 費者トラブルは「第3次計画」での新規事業となり、「第2次計画」では触れられていなか ったからです。こちらについても幾つか説明させていただきます。 まずは番号の3をごらんください。「資機材などの確保」という施策についての計画の進 捗状況としましては、小中学校及び高等学校の宿泊可能避難所に車いすで利用できる仮設 トイレを2基及び車いす1台を備蓄しました。また、福祉避難所に刻み食・流動食になる 食料や、紙おむつ、おしり拭き等要配慮者に配慮した用品を備蓄しました。

続きまして番号5をごらんください。「緊急一時入所の協定締結」という施策については、 平成24年度に各施設の状況等の調査を行いましたが、受け入れスペースやマンパワー、 備蓄品の保管場所などの課題が確認されました。

続きまして番号8をごらんください。「障害福祉施設における災害対応の充実」という施策については、市の総合訓練において平成25年度に福祉避難所の開設訓練や、福祉施設と防災 MCA 無線による通信を行いました。また、各施設への実施指導の際に、防災訓練の有無などを確認し、必要な指導を行っております。「安全・安心」についての事務局からの説明は以上です。

○中坪委員長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御質問等があれば、 お出しいただきたいと思いますが。いかがでしょうか。

それから私のほうからですが、「要配慮者」という言葉と「要援護者」という言葉が両方 交っているという説明があったと思いますが、最終的にはどちらかに統一されるのでしょ うか。

○事務局 (障害福祉 玉川)

事務局の玉川です。この「要援護者」という言葉と、「要配慮者」という言葉についての表記の仕方ですが、防災の担当部署に確認したところ、今回の計画の進捗状況の説明の際には、「要配慮者」という言葉で表記をしていただいてかまわない」という回答をいただきました。現時点では、「要援護者」という表現が冊子等で見る機会も多いかと思いますが、今後においては「要配慮者」という言葉で統一されていくという認識でおります。

○中坪委員長

ありがとうございました。表示が統一されてないと意味が違うのかどうかとか、読み取りがまた難しくなったりすることもあるかなと考えてしまいました。他にはいかがでしょうか。

○表委員

公募委員の表と申します。今、お聞きしていまして、非常に大まかによく、これからの 防犯や防災に対して障害者の施策を考えておやりになると思ったのですが、細かいことで 非常に申し訳ないのですが、例えば「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」とあり ますが、ここには「消費者庁や国民生活センター等の情報を元に」とか、「消費者庁、国民生活センターより」というか例えばここに、スーパーマーケットとか商店とかを入れるっていうことは別にないものでしょうか。私は非常に、ちょっと手に障害がありまして、日常の買い物なんかでは、スーパーマーケットなんかでは、かなり嫌な思いをすることが結構あったりするものですから。こういった声もちょっと、売るほうの側のほうの人も入れていただけたらありがたいなと思います。

それからもう一つありまして、防災体制の強化という面からなんですが。「避難生活を送るために必要な資機材などについて、障害のある人に配慮した整備を図る」ってありますが、仮設トイレとか、車いす対応のトイレの設置っていうのはお願いしてあると思いますけれども、それよりも避難場所になっている、今の小中学校ですけれども。私結構、災害避難所訓練に出たことがありまして、そういう小中学校では洋式のトイレっていうのは全くないのですね。さしあたってできるのは、少なくとも一つか二つは各学校に洋式トイレを設置してほしいなと思いました。非常に細かいことで申し訳ないのですが、以上です。

○中坪委員長

具体的な対応の仕方に関わっているかことかと思いますが、いかかでしょうか。

○事務局 (障害福祉課長)

障害福祉課長でございます。これを見ていただくと分かると思うのですけれども、それぞれの項目で、障害福祉課がやっているのではなくて、全庁的に所管をするところがあります。例えば避難所のところですと、危機管理課というところが所管しております。今回、これを策定するにあたって、担当者の検討部会を設けておりまして、その危機管理課の職員を呼んで、障害福祉課の担当のと、文案を検討したりしています。

本日、御意見をいただいたものについては、こういう御指摘がありましたというところを担当課のほうに検討していただき、予算の問題ですとか、制度の問題だとか色々あると思いますので、そこで盛り込めるようであれば、今後盛り込んでいくというような流れにしていきたいというふうに考えております。これは今後、これから御議論いただく全ての報告について、そういうような形になります。以上でございます。

○中坪委員長

対応方も含めてですけど、よろしいでしょうか。

○山本委員

「船橋市視覚障害者協会」の山本一郎ですが、視覚障害者の立場から御説明させてもらいますが。避難所の件なんですが、視覚障害者の場合は自宅から避難所へ行くのも大変だと。 確かに、自助努力で御近所の方と仲良くしてれば、連れてってくれる場合がありますけれ ども、ヒューマン・アシスタントのような人間、補助のようなものを作っていただくとか、 していただきたいと。

避難所に行ってそこでの案内について聞いてみますと、岩手に友達がいまして、聞いてみましたら、どうもチラシを貼ってくれるだけで、もう周囲がガヤガヤしていて、口頭で言われても分かんないと。視覚障害者は、自分の家の中ではどんな中途失明者の人でも歩けます。いったん自分の地所から表へ出ると歩けません。だから、視覚障害者の場合は水道・ガス・電気全部なくなっても、何とかボランティアさん、御近所、役所関係で、視覚障害者の家には水とかお弁当とかをですね、とくに一人暮らしの視覚障害者に、運んでもらうことができたらいいなと。本当、どれだけ安心するか分かりません。ラジオについては、みんな携帯の電池の入るラジオ持っておりますので、情報は聞けると思いますが、移動は。

それから、「食」、衣食住もそうですが、何とか自分ところの家で居れるようにしてもら えないかなと、ちょっと要望させてください。お願いします。以上です。

○中坪委員長

これも先ほどのことでよろしいでしょうかね。他にはいかがでしょうか。

○宇井委員

宇井です。船橋市聴覚障害者協会として、ちょっと課題についてお話したいと思います。 先ほどの「要援護者」と「要配慮者」のことについて、ちょっと御質問したいと思います。 聾唖者の問題を理解してもらうための話をしたいと思います。

東日本大震災のときに、聾唖者は、健常者よりも死亡率が2倍あったというふうに聞いております。そのことについて、そういうことが起きないように援助していただけるような体制づくりを考えていく必要があるというふうに考えています。ですので「要援護者」、また「要配慮者」、そういう言葉はとてもいいと思うのですけれども、聾唖者として情報を補助していただける、そういう体制をつくってほしいと思います。できれば聾唖者のために、要援護者、または要配慮者、何かそういった障害者向けのそういう体制づくりを行っていただきたいというふうに思っております。

○中坪委員長

これも、これからの対応を考えるときのことでよろしいでしょうかね。

○事務局(障害福祉課長)

今のお話、貴重な御意見、山本委員もそうでしたけれども、宇井委員もですね。やはり 障害特性というので、その障害者ではないとなかなかわからない貴重な御意見をいただき まして、ありがとうございます。この場で、今お話ししていただいたことを伝えるほうが いいのか、それともまた別に危機管理課のほうで今、いろんな計画も策定したり具体的な 方策もやっております。

障害者団体の方と個別にヒヤリングを行ったほうがいいのか。これはちょっとこの計画に盛り込むか、盛り込まないかとは、また別な話として、ちょっと担当課のほうにもお伝えして、そういう場を設けられないかどうか。私のほうからも伝えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。

○宇井委員

ありがとうございました。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○島田委員

公募委員の島田尚彦です。私の場合は、町会で一応、民生委員の方が「要配慮」ということで、避難するような形の手続きができているのですけれども、実際の避難先の小学校まで行くには、かなりの坂道がありまして、行くのがやはり大変つらいです。

そういう意味では、やはり自分が、まずは自宅で一時的なものができるようにということで、仮設トイレとかなんかも実際に私、用意しまして、それで災害に備える形で、水も用意してということで、3日分は用意してあるのですね。そういうことで、まずは障害者自身がそういうようなことで、できれば一番よろしいのではないかと思うのです。

実際に学校に行ってみましたけれども、体育館に1個しか、いわゆる車いすトイレがないのですね。古い学校にしてみると、改修してつくられるのでしょうけれども、今のところ、そういう意味では和式トイレばかりで、私もこの機械を持って入れませんし、自宅にも電源がありません。そのときの場合、バッテリーで在宅酸素の機械を取って、3日間ぐらいはもつ形で、気をつけるということで。

まず障害者自身がそういうような気持ちでやるようなことを、まずは自分からということで、家庭からということで、地域の連帯を図っていただくというのは、まずは先決かなと思います。以上です。

○中坪委員長

はい、ありがとうございました。ほかには、いかがでしょうか。 具体化にあたっては、 いろいろ出た御意見を取り入れていただき、御相談いただきながら、時間をかけて、この 計画は5年、6年ですかね、期間がありますので、具体的な取り組みのときに生かしていただけたらなというふうに思います。

ほかに御意見がなければ、次の議題3のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、議事の3になります。「第3部 推進体制について」ということになります。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

議事3

「第3部 推進体制」について

○事務局(障害福祉 玉川)

事務局の玉川です。よろしくお願いいたします。それでは議事3「第3部 推進体制」 について御説明させていただきます。

この議事につきましては、資料6と資料7を使わせていただき、説明させていただきます。この議事につきましても、まず「第3次」の事務局案について説明させていただきまして、それから「第2次」の進捗状況で主なものについて説明させていただきます。その後、それらについての皆様の御意見を伺っていきたいと考えております。

それでは、資料6をごらんください。こちらが市、「第3次計画」における事務局案です。 推進体制の内容についてですが、項目としては大きく三つ。「連携・協力の確保」「広報・ 啓発活動の推進」「進捗状況の管理及び評価について」です。

まず、「連携・協力の確保」について、御説明させていただきます。「障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指すべく計画の推進を図るためには、市民や関係団体との連携・協力が不可欠であり、市民等の要望・意見を施策の実施に反映させるよう務め、それぞれの情報を共有するとともに、自主的・主体的な取り組みを支援し、協働による施策の推進を図ってまいります。

国や県などの関係機関との連携を深めるとともに、適切な役割分担により、効果的な施 策の推進を図るほか、各種制度の充実や財源の確保などをこれらの機関に要請します。ま た、周辺自治体と情報交換などを行うことにより、共通の施策の推進や課題についての検 討を行っております。これらにより、施策を推進するための連携・協力を確保してまいり たいと考えております。

続いて、「広報・啓発活動の推進」について説明させていただきます。「障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の 実現」を目指すためには、すべての市民が障害及び障害のある人についての正しい理解と 認識を持つことが重要です。

そのためには、さまざまな機会をとらえて、広報・啓発を行うとともに、子供のころから障害のある人とない人との交流や、障害及び障害のある人を正しく理解するための施策を推進していくことが必要となります。とりわけ、より一層の国民の理解が必要な知的障

害、精神障害、発達障害、難病、盲ろう、高次脳機能障害等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。

また、障害のある人にかかわるボランティア活動については、障害のある人の地域社会での手助けになるのみならず、それにより障害のある人に対する理解を深めるという点で大変意義深く、多くの市民がボランティア活動に参加することが望まれます。

そのため、「広報・啓発活動の促進」「障害及び障害者理解の促進」「ボランティア活動の 促進」の三つの課題に沿って、必要な政策を推進してまいります。この三つの課題の中か ら、幾つかの政策について取り上げ、御説明させていただきたいと思います。

まずは、2ページ。課題1「広報・啓発活動の推進」の項目1「広報媒体による推進」をごらんください。本市における「広報媒体による推進の現状」としまして、障害者記念週間の時期に合わせて、「広報ふなばし」1面に、障害及び障害のある人に対する理解促進のための記事を掲載しております。平成25年度においては、グループホームで生活する障害者の1日について掲載し、障害者に対する理解の促進を図ってまいりました。今後においても、掲載内容について創意工夫し、障害者に対する理解促進を図ってまいりたいと考えております。

続いて、3ページをごらんください。課題2「障害及び障害者の理解の促進」の項目1「交流保育」について御説明させていただきたいと思います。本市における交流保育の現状として、平成25年4月から定期的な交流保育を行うため、「船橋市交流保育実施要領」を策定し、交流保育を行っております。今後においてもこの要綱を活用し、交流保育について推進していきたいと考えております。

続きまして、5ページをごらんください。課題3「ボランティア活動の支援」の項目3「ボランティア活動の支援」について説明させていただきたいと思います。本市におけるボランティア活動の現状といたしましては、市民活動サポートセンターにおいての利用登録団体に、打ち合わせスペースの提供や情報発信の支援をしております。

また、市民公益公募型支援事業やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動についての支援を行っております。今後も引き続き、市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業実施や、ボランティア活動に対しての支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「進捗状況の管理及び評価」について説明させていただきたいと思います。 本計画の着実な推進を図るため、毎年度の実施状況及び効果を把握・評価し、船橋市自立 支援協議会に報告したいと考えております。また、それらの結果に応じ、取り組みの見直 しなども行ってまいりたいと考えております。

船橋市自立支援協議会に報告させていただく理由といたしましては、船橋市自立支援協議会が総合支援法第89条の3により定められている法定の協議会であること。また、船橋市自立支援協議会自体が障害者の権利擁護や就労支援などの部会を設けており、これまでにおいても船橋市の障害者施策についての各専門事項についての検討を行い、船橋市に

対して障害福祉政策の提言を行っているなど、船橋市の障害施策について精通していることなどから、毎年度の実施状況の管理を行う際に船橋市自立支援協議会に報告させていただき、御意見をいただきたいと考えております。

また、この進捗状況の管理及び評価、社会情勢の変化等により、本計画の変更の必要が 生じた場合には、対象期間の途中であっても本計画の見直しを行ってまいりたいと考えて おります。

続きまして、資料7をごらんください。こちらは、「船橋市第2次計画」の施策の計画の 進捗状況の中で、今回の推進体制の施策にあたる部分について抜粋したものです。こちら においても幾つか御説明をさせていただきます。

番号1をごらんください。「広報媒体などによる啓発・広報の推進」という施策について、計画の進捗状況としましては、障害者週間の時期に合わせて、「広報ふなばし」1面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための掲載を記事しており、平成25年度においては、グループホームで生活する障害者の1日について掲載し、障害者に対する理解の促進を図ってまいりました。

次に、番号5をごらんください。「交流保育の推進」という施策につきまして、平成25年4月から定期的な交流保育を行うため船橋市交流保育実施要領を策定し、交流保育を行っております。

4ページの番号21番をごらんください。障害福祉ボランティア活動の推進という施策については、NBFクラブとの協働によるボランティア活動として、小中学校における活動については総合教育センターが、小中学校以外の活動においては障害福祉課が支援に対するニーズとボランティアに対するニーズとのマッチィングをすることにより、協働によりボランティア活動を推進し、その活発化を図っております。「推進体制」についての事務局からの説明は以上です。

○中坪委員長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対しての御意見、あるいは御質問等があればお出しいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○石川委員

すいません、一つお聞きしてよろしいでしょうか。「推進体制」の資料6の第1章の2番、2番の7行目、6行目ですかね、「とりわけ、より一層の国民の理解が必要な知的障害」とか、「盲ろう、高次脳機能障害」でしょうかね、こちらは「脳」の字が一つ抜けているのかなと思ったんですけれども。この「とりわけ、より一層の国民の理解が必要」の中に、こちらには身体障害は入っていないんですね。これは意図的に抜いてあるのでしょうか。でないと、盲ろう等が入っているのであれば、身体障害についても、やはり入れていただきたいので。

○事務局(障害福祉課長)

障害福祉課長でございます。身体障害の方とかですね、例えば盲ろうの方以外で、比較的なじみがあると言ってはちょっと語弊があるかもしれませんけれども、比較的多い障害の方で、一般の方が理解しやすい、一目で理解しやすい障害の場合についてはですね、数も多いということもありまして、市民の方への理解度というのはある程度進んでいるのかなというように感じております。それ以外、知的障害の方もですね、一般的な、まあ町中で、なかなか通常生活している中で、例えば見る機会が余りないとか。あとは盲ろうの方でもですね、ここは視覚障害の方と聴覚障害の方、単独の方はある程度わかる場合もありますけれども、「盲ろう」ということで重複している障害の方は、特に一般の方から理解されることが数的にも少ないというようなことで難しいのではないか。

高次脳機能障害は、すいません、誤字でございます。御指摘ありがとうございました。 高次脳機能障害の方、脳血管障害等で、交通事故とか脳血管障害等で脳がやられてですね、 見た目、身体障害の部分から、一見ぱっと見ると特に障害があるようには見られなくても ですね、認知度が落ちていたり、感情の高ぶりを抑えられなかったりして、コミュニケー ションがなかなか取れなくて、一般の方からはわかりづらいというようなことで、こうい うふうな掲載をさせていただいております。

それと、もう1点。以前こちらのほうで平成25年9月の「第3次障害者基本計画」をお配りしていると思うんですけれども。そこの「推進体制」の36ページのところでこれと同じ表現が使われております。国の基本方針にものっとった形で、こういうふうな形で載せていただいているということでございます。以上でございます。

○石川委員

ありがとうございます。すいません、県立船橋の特別支援学校の石川です。そのようなことだろうなというふうには思ったのですけれども。この文書だけを見ると、そういうふうには読み取れないかなと思いましたのと、身体障害の子たちの中にも、なかなか家から出られない、なかなか社会では見られない、24時間人工呼吸器をつけて家で過ごしている子たちもいます。身体障害と言われても本当に数は多いのですけれども、その障害自体もさまざまで、見ただけではわからないという子たちも多くいるんですね。そういう子たちの理解も、ぜひ進めていっていただきたいということでん、意見を言わせていただきました。

○事務局(障害福祉課長)

貴重な御意見ありがとうございます。それについてはですね、どういう形でいいか、また石川委員さんとも、御相談させていただいて、表現をつけ加えるような形で検討させていただきたいというふうには考えております。以上です。

○鈴木洋文委員

表現をつけ加えるというふうなお話ですけれど、ちょっと、さっきの答弁を聞いていて も、ちょっと苦しかったですね。答弁というか、説明していてちょっと苦しかったように 感じられます。さらっとこれを読んじゃっていましたけれども、よく読むとですね、これ はね、やっぱり何かちょっと理解が難しいなというふうに思います。

さっきは何か、出どころを説明していただいたように思うのですけれども、障害を抱え たかどうかということは、やっぱり本人にしかわからない課題を抱えているわけで、さら にその中では、そうは言っても障害という大枠の中でも、なおかつ理解がまだ進んでいな い問題もあって、そこら辺をね、何か表現したいわけなんですよね。そういうことを、も うちょっと違う角度からの表現を求めたほうが、やっぱりよさそうには思いますよね。杉 井委員いかかでしょうか。

○杉井委員

障害者自立生活センターの杉井です。ここに書かれた文言は多分、見た目ではわからない障害を列記したものだと思うんです。じゃあ見た目でわかれば、周りの人はみんな正しく理解してくれるのかというとそうではないんですね。私は60年以上障害者として生きていますけれど、いまだにちゃんと理解してもらっているとは思っていません。ですので、こうやって列記するのではなくあらゆる障害を正しく理解してもらうようにというふう表現したほうがいいかなというふうに思います。以上です。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○事務局(障害福祉課長)

はい、貴重な御意見本当にありがとうございました。皆様の意見を踏まえましてですね、 ちょっとここは表現をやっぱり改めるべきだというふうに感じましたので、ちょっと内容 的にはどういう形がいいのかを事務局で検討して、次回の会議のときに皆様方にお図りし たいというふうに考えております。ありがとうございました。

○中坪委員長

よろしいでしょうかね、はい。

○伊藤砂智子委員

「船橋こころの福祉協会」の伊藤です。話が変わりますが、「地域交流の推進」というところについてなんですが、そのほかのところもなんですが、第2章の「基本的な考え方」の

中に「地域住民との日常的交流」という、「日常的」ということが書かれているんですが、ここの啓発活動とかそういうものを見ていると、例えば「障害者週間」のことであるとか、いわゆるイベント的なものが多いなという印象をちょっと受けてしまいます。せっかく、こういう総論みたいなところで「完全に共生できる社会」であるとか、「日常的な交流」と言っている割には、具体的なところではイベント的なものにちょっと頼っているかなみたいな印象を受けてしまいまして。

ある一つの提案なんですけれども、例えば市の事業として「福祉ショップ」というのかな、障害者のお店を恒常的に運営するとか。県の場合では、他市ではかなり市が設立して、ほかに委託している、もしくは直営している福祉ショップなども多いですし。それから、あとは「チャレンジドオフィス」とかいって、習志野市あたりでは障害者が市役所の中のお仕事の一部を、中間に請け負うみたいなことをしているという中で、日常の仕事の中に障害者が入っていくというようなことを市としても事業として何か、やれそうなことがあるのではないかなということで。もっと、ほかにいい案を持ってらっしゃる方もいると思うのですが、イベントに頼らない、もうちょっと日常的な障害者の参加の仕方があるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局 (障害福祉課長)

ありがとうございます、貴重な御提言。それについては、ちょっとこちらのほうに盛り 込むような形で、検討していきたいというふうに考えています。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○島田委員

公募委員の島田尚彦です。私の経験から話をさせていただきます。私は障害を持ってから、直営子会社のほうに勤めました。そこのところの第一条件が、まず手話を勉強して入社してくださいと言われて、「おっ」と思って私、市の手話講習会に参加してまいりました。聴覚障害者の方が大勢働いていまして、逆にそういう世界で私は手話を使わないと交流できなかったです。それで、昨年度と平成19年に、幕張メッセで障害者の技能競技大会があったんですね、そのときに宮崎県の会社と交流したときに、向こうの方が名刺を出されたんです。そしたら名刺がですね、裏側に指文字が書いてあるんです。それで、しかも点字が打ってあるんです、名刺に。そうしたら宮崎のほうでは、会社に限らず地域でもこうやって、いろんな意味でちょっとしたこういう気持ちのやりとりを、点字の名刺で裏に指文字を書いた、こういう名刺をつくっていますよって言われて、「ああ、すごいな」と思って、私はあわてて、「あかね園」さんというところにお伺いして点字の名刺をつくっていただいたのですけれども、そんなこともすごく勉強になりました。

それで船橋県立特別支援学校ですか、そこからも高校生の方が私のそばに仕事に来まして、やはり千葉は明るいということですね。そういう意味で、職場の雰囲気を明るくする少年で、車いすで船橋から通ってきたんです、会社まで。そういうことのできるお子さんもいれば、彼から「僕の仲間は学校にも来られないでいるんだよ。そういう人にも、何か仕事があるといいんだけどな」と言われたときは、私はちょっとドキッとして。そういうようなことは、それは一概に、会社の内容もありますけれども、会社は自力で会社に来られる人間を採用ということが条件なので、なかなか難しい思いをしましたけれども。でも、そういうような企業の体験、こういうことが、これからの日本の子どもさんのためにできたらいいかなと思います。これはまた、あとの話し合いになると思いますけれども、以上です。

○中坪委員長

はい、ありがとうございました。はい。

○山田委員

「ちばMDエコネット」の山田です。皆さん、ちょっと戻るんですけれども、先ほどの障害の「知的障害、精神障害と、とりわけより一層の理解が必要」というふうに書かれているところが、こちらのほうは国の「第3次障害者計画」ですか、そちらのほうに記録があるというふうにおっしゃった部分なのですが、前にいただいた資料の中で見てみたときに、その7ページのところの「障害特性等に関与した支援」というようなところでございましょうか、そこにはこういうふうに書かれていて「また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等について、国民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行なうとともに、施策の充実を図る」と書いてある部分があるのですが、そこを指しているのか、ちょっと確認させていただきたかったことが1点です。

あともう一つは、伊藤さんのほうからおっしゃった「日常的な共生社会の実現」という、 それが大きな目標ですよね。それに向けてにしては、ちょっとイベント的なものが多いの ではないかという御指摘を、私も同じように感じております。その資料の7の5番の「交 流保育の促進」というところで、「推進」ですか、先ほどお話がありましたが、なかなか幼 いころからともに育つ場面、統合された環境というのは非常に大事だと思っておりますが、 その環境はやはり保育園などが非常に保証できる場であると思っております。そして、も ちろんすべてではありませんが保育園に通いたいという障害をもつお子さんの希望も、そ ういう親御さんの希望も非常に多いと。なかなかそれが叶えられない状況もあるというこ とを相談の中で聞いておりますので、これは教育の問題はまた教育で適切な場所がという 方針がございますけれども保育については市町村でいろいろ、船橋市でお考えいただける 部分が大きいと思いますので、ぜひ保育園に障害のあるお子さんが入りたいという希望が あったときに、十分にそれを実際入るという形でね。部分的な交流というよりも、そこで 統合保育をしていくぐらいの施策を打ち出していただけたらいいなというふうに思っております。以上です。

○事務局(障害福祉課長)

はい、今の保育園のお話についてはですね、担当課のほうにきちんと伝えてまいりたいというふうに考えております。あとは、御指摘いただいた表現のところなんですけれども、これが「推進体制」のところなので、先ほどの7ページのところではなくてですね、36ページに国の「推進体制」が載っております。そちらのほうの下から4行目のところ、こちらの表現を引用しているところですけれど、たしかにおっしゃるとおりですので、それについては見直していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○表委員

すいません、一言いいですか。一つちょっと教えていただきたいんですが。私、今回の「障害及び障害者理解の促進」というのを聴かせていただきまして、この内容というのは、障害がある人が学校とか、施設とか、団体に属している場合はこのような対応はできるかもしれませんけれども、私が一番気になっているのは、そういう団体とか施設に属していない在宅の一人でいる障害者なんですね。そういう人たちを取り込んでいかないと、共生というのには絶対につながっていかないと思うんです。

だから、そのような形で施策の方向性を見ますと、やはりまた障害者のイベントで障害者が集まってしまうと。障害のない人が、「また、障害者の人たちが何かやっているわ」っていう目で、一緒にやろうというようなものではないような気がするんです。だからもう少し進めていただいて、どこにも属していない障害者に対して、障害がない人と一緒に何かできるものを施策として考えていただけないかなと思いました。すみません。

○中坪委員長

はい、ほかはよろしいですか。はい。

○犬石委員

「オアシス家族会」の犬石と申します。東京の世田谷区のほうの家族会の方からいろいろ意見交換したりしまして、情報をもらったりしているのですけれども。世田谷区は、「心の健康を考える世田谷区民会議」というのをつくっているんですけども、精神障害者、家族、関係者にとどまらず、関心を持つすべての人に声をかけ、だから一般の方にも声をかけ、集まれるようにしてきました。広がりをもたせてきたので、この会議は毎月、保健所の担当者の方も入って開催します。それから発展して、社会福祉協議会とかいろんなところにアテンションをかけて、場所を援助してもらって「ここからカフェ」というカフェをやったりしている。さっき「コンポール」の伊藤さんがおっしゃっていただいた、そうい

うことをやっていると。

区民精神保健福祉講演会を、区のほうからも啓発活動ということで予算をいただき、もちろん家族会からも予算を出して、それを協同しながらやっているというお話を聞きまして。家族会と区の窓口は障害福祉課になっていまして、6月くらいに予算を検討するので、そのときに家族会のほうが予算を要請しまして。あとは区議会や各会派にヒヤリングと要請をして、現状と将来に向けた業務を具体的に書いてそれを出します。ということで、そういうふうに協同した作業をやっているんです。これもやはり家族会も、どちらかというと今まで後ろ向きな、消極的にきたということがありまして。そういうことを実現するには、やはり長く年月がかかっているのですが、私としてはそういうことで、何かと行政と協同してやっていきたいなと。

○川島委員

今のとはちょっと違う論点なんですけれども、「推進体制」の資料6のところで一つ入れていただきたい論点がありまして。それは障害がある女性について、もしくは性別という側面も考慮に入れた啓発活動を進めるという点です。私は内閣府の差別禁止部会で2年間いたときに、障害のある女性について、ほかの女性の委員と一緒に意見を出したりしたんですけれど、やはり置かれている状況がかなり違うということですので、特に不可侵な存在として、そういう意味で性別と、あとは年齢も入れてもいいのかもしれませんけれども、その点も明示的に記載していいのかなと思いました。以上です。

○中坪委員長

今のところは「推進体制」のところですね

○川島委員

はい、「推進体制」の2番目のところで、先ほどいろいろ議論がありました例示列挙のと ころあたりで、一つ性別とかいうものも考慮に入れてというか、まあ文案はまたいろいろ あると思います。

○中坪委員長

先ほど世田谷の例の話と今の話も含めて、今一度これを御検討いただくときの参考にしていただければと思いますけれど、よろしいですかね。

一つだけ、自分が拝見していまして、資料7の1ページ目ですかね、4ページ目にある 番号で言うと18番目のところなんですが、ここをちょっと読ませていただいて、すごく大 事な視点だなと思いましてね。障害がある人たち自身がボランティアをするということで すよね、これ。今までの話は、どっちかというと受け手の側に障害がある人が置かれてい るんですけれど、こういう発想を大事にしていかないといけないなということを教えられ

ました。

そういう意味でこの内容のところを見ると、理解を深めるために、障害がある方がボランティアをやると書いてあるんですけれど。障害がある人たちが、障害のない人たちと一緒になってボランティアをやることで、結果として障害がある人たちへの理解が深まるというふうに考えたほうか素直かなとも思いますので、表記上のことも含めて大事にしていきたいなということを教えられました。

○表委員

すいません、何回も申し訳ありません。公募委員の表ですが、今の件に関しまして、ボランティアに関してなんですが、私も実際に今、身体障害2級ですけれどもボランティアをやっております。傾聴ボランティアの研修を受けまして、今、特別養護老人ホームでボランティアをさせていただいております。ただ、そちらのほうはいいのですけれど、私は障害を受けてから、何か私やっぱりもう少し社会に入っていきたいということがありまして、市のやっている生涯教育の中で「学びのコーディネーター学科」という研修を受けました。1年間受けて、私もみなさんと一緒に、障害のない人と一緒にボランティアをやりたいなということもあって。それから一緒に社会参加したいなということもあって、はりきって研修を受けたのですけども、やっぱり中には受け入れてもらえなかったことがあったのですよ。「だいたいあなたのような人がそういう研修コースに参加すること自体が想定していない」って、仲間に言われちゃったので。研修は受けたのですけれど、なかなか活動できていないという側面があります。以上です。

○中坪委員長

はい。これもやっぱりしっかり受け止めないといけないことだと思います。時間がちょっと過ぎておりますが、特にということがなければ議事の3のほうについては、これで打ち切らせていただいて、出た御意見については事務局のほうで検討していただくということにしていきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○宇井委員

一つ御意見よろしいでしょうか。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○宇井委員

大変申し訳ございません。最後になって申し訳ないのですけど、聴覚障害者の問題について、権利条約というものができています。そういった内容についてもこの中に含めてい

ただきたいと思うのですが、その中で「手話は言語である」というように記載をされております。音声言語と同等に、手話は言語であるということを日本国全体に理解をしてもらうために、または手話は等しく手話言語法の中で「言語である」というような法の制定も受けているのですが、権利条約のほうは批准するまでに請願運動ということも我々は考えています。皆さんにも、ぜひ手話言語法制定に向けた御協力をお願いしたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

御指摘の大事さは受け止めたいと思いますが、今日は「総論」と「安全・安心」と「推 進体制」です。今の御提起された話題については、ほかのところでも触れる機会はありま すでしょうか。

○事務局 (障害福祉課長)

障害福祉課長、大山でございます。本日は、資料1としてお配りした全体の項目を見ていただければと思います。1のところ生活支援の中で、情報利用のしやすさ、国のほうでは「情報アクセサビリティー」というような表現なんですけれど。ここに意思疎通支援、今言われたような項目は、こちらのほうで取り扱うような形になるかとは思います。以上でございます。

○中坪委員長

そうしますと、また別の時に話題にすることができますので、一応皆さん受け止めておいていただければと思います。それでは事務局のほうから、御連絡等ありますでしょうか。

議事4

その他

○事務局(障害福祉 玉川)

はい、事務局の玉川です。次回の開催についてですが、時期については未定ですが、平成26年5月以降を予定させていただきたいと考えております。開催日や議題については、また改めてご連絡させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

はい、そのほかに御連絡ありますでしょうか。

(障害福祉課長よりあいさつ)

○中坪委員長

ありがとうございました。それでは5時を10分ほど過ぎております。この部屋もこのあと会議があると伺っておりますので、終わりにいたします。どうもありがとうございました。